



山形県公報

令和7年3月21日(金)

号 外 (12)

目 次

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則……………1
- 山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則……………73
- 山形県人事委員会規則6-1(職員の勤務時間に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則……………74
- 山形県人事委員会規則6-3(職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則……同

告 示

- 平成16年3月県人事委員会告示第1号(人事委員会事務局長に対する任期付職員及び任期付研究員の採用等に関する承認並びに協議の権限の委任)の一部改正……………75

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月21日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則

(山形県人事委員会規則5-1の一部改正)

第1条 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「別表第7の3に定める昇給号給数表」を「別表第7の3イに定める行政職給料表7級以下職員等昇給号給数表」に改める。

第24条に後段として次のように加える。

この場合において、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの又は第41条の2各号に掲げる職員に対する第20条の規定の適用については、同条第1項中「別表第7の3イに定める行政職給料表7級以下職員等昇給号給数表のC欄の上段」とあるのは、「別表第7の3ロに定める行政職給料表8级以上職員等昇給号給数表のC欄」とする。

第41条中「第6条第3項」を「第6条第3項第1号」に、「同項」を「同号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員等)

第41条の2 条例第6条第3項第2号の人事委員会規則で定める職員等は、次に掲げる職員とする。

- (1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの
- (2) 教育職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- (3) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの
- (4) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

第67条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(届出)」を付し、同条第1項を次のように改める。

新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、別記様式第1号の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

第67条第2項中「条例第12条第1項」を「前項」に、「前項」を「同項」に改め、同条第3項を次のように改

める。

- 3 第1項の規定にかかわらず、人事委員会が定める場合で任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合には、同項の規定による届出を要しない。

第67条第4項から第6項までを削り、同条の次に次の1条を加える。

（認定）

第67条の2 任命権者は、前条第1項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。同条第3項に規定する場合においても、同様とする。

- 2 任命権者は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を別様式第2号の扶養手当認定簿に記載するものとする。

- 3 任命権者は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第68条を次のように改める。

（扶養親族の範囲）

第68条 任命権者は、次に掲げる者を条例第11条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員等の扶養を受けている者とするとはできない。

- (1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者

- (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

第70条の2後段を削り、同条を第70条の3とし、第70条の次に次の1条を加える。

（支給の始期及び終期）

第70条の2 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第67条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第72条の2第1項第3号中「受ける職員等」を「受ける職員等（次条第3号において「特定任期付職員」という。）」に、「又は」を「又は同条第3項（育児休業条例第20条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次条第3号において同じ。）の規定による」に改め、同号イを次のように改める。

イ 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第4条第3項の規定による給料月額 12,000円

第72条の2第1項第4号中「又は」を「又は同条第4項（育児休業条例第21条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次条第4号において同じ。）の規定による」に改め、同号イを次のように改める。

イ 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額 12,000円

第72条の2第2項中「第19条の2第3項第1号」を「第19条の2第3項」に、「勤務に」を「同条第1項の勤務に」に改める。

第72条の3第1項第1号中「この条及び次条において」を削り、同項に次の2号を加える。

- (3) 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第4条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第4条第3項の規定による給料月額 6,000円

ロ 5号給 5,000円

ハ 2号給から4号給まで 4,000円

ニ 1号給 3,000円

- (4) 任期付研究員条例第6条第2項の規定により読み替えられた条例第19条の2第1項の規定による任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員 次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は

同条第4項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額 6,000円
- ロ 4号給及び5号給 5,000円
- ハ 2号給及び3号給 4,000円
- ニ 1号給 3,000円

第72条の3第2項を削る。

第72条の4を第72条の5とし、第72条の3の次に次の1条を加える。

第72条の4 次に掲げる場合には、条例第19条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

- (1) 条例第19条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
- (2) 条例第19条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

第74条第4項を削り、同条第5項中「は、」を「は、管理職員が条例第19条の2第1項又は第2項の勤務を行った時は、」に改め、同項を同条第4項とし、同条に次の1項を加える。

5 任命権者は、第3項に定める時間外勤務等命令簿及び宿日直勤務命令簿並びに前項に定める管理職員特別勤務実績簿の作成に代えて当該時間外勤務等命令簿、宿日直勤務命令簿及び管理職員特別勤務実績簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成を行うことができる。

第78条第5項各号を次のように改める。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 100分の315（条例第20条第2項に規定する特定幹部職員（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の375）
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の150（特定幹部職員にあつては、100分の180）
- (3) 任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員 100分の232.5

第82条の2に次の1項を加える。

2 条例第12条の4第2項の異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。第100条の2において「定年前再任用」という。）をされること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、人事委員会が定めるもの

第82条の3第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第12条の4第2項の規定により同条第1項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員とは、次の各号のいずれかに該当する職員をいう。

第82条の3第1項第1号中「であること。」を「であり、かつ、給料表の適用を受けることとなつた日（以下「適用日」という。）前1年以内の県企業職員その他人事委員会規則で定める者として勤務していた期間に第81条に規定する地域又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第1項に規定する官署において勤務していた職員（適用日前1年以内の期間において、かつて給料表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き県企業職員その他人事委員会規則で定める者となつたものにあつては、当該期間に第81条に規定する地域又は同項に規定する官署において勤務していた者）のうち、適用日前1年以内の県企業職員その他人事委員会規則で定める者として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日までに引き続き勤務していた期間に限る。）を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に条例第12条の4第1項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなる者」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 前条第2項第1号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、当該異動等に準ずるものがあつた日の前日に第81条に規定する地域において勤務していた者で、当該異動等に準ずるものを条例第12条の4第1項に規定する異動等とみなした場合に同項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなる者

第82条の3第1項に次の2号を加える。

- (3) 前条第2項第1号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員で、当該異動等に準ずるものがあつた日の前日に条例第12条の4第1項の規定による地域手当を支給されていた者又は前号に掲げる職員として同条第2項の規定による地域手当を支給されていた者のうち、当該異動等に準ずるものがあつた日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による地域手当の支給要件を具備することとなる者
- (4) 前条第2項第2号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、前3号に規定する職員との権衡上必

要がある職員として人事委員会が認める者

第82条の3第2項中「前項に」を「前項第1号から第3号までに」に、「は、同項」を「は、同項第1号から第3号まで」に、「（前項の人事委員会が別に定めるものにあつては、人事委員会が別に定める額及び期間）とする」を「とし、前項第4号に規定する職員に支給する地域手当の額及び支給期間については、人事委員会が別に定める」に改める。

第85条第2号を次のように改める。

(2) 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第11条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

第85条の3中「第120条第3項」を「第120条第2項」に改め、「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を削り、「県企業職員又は第120条第1項各号に掲げる者であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「。次項において同じ。」を削る。

第86条第3項中「前2項」を「第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、人事委員会が定める場合で任命権者において居住の実情を認定することができるときには、同項の規定による届出を要しない。

第86条の2第1項中「及び第2項」を削り、同項に後段として次のように加える。

前条第4項に規定する場合においても、同様とする。

第86条の3中「及び第2項」を削る。

第86条の4第1項中「の属する月（」を「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（」に、「第86条」を「第86条第1項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第88条第1項に次の1号を加える。

(3) 第93条の9第1項第3号又は第4号の職員たる要件を欠くに至つた場合

第88条第3項を削る。

第89条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「提示」を「提示又は第93条の9第1項第3号若しくは第4号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」に改める。

第91条中「新幹線鉄道等」を「条例第12条の6第3項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）」に、「照らして」を「照らし」に改める。

第93条第1項中「（次項」を「（次項及び第95条第2号」に改め、同項第1号イ中「第12条の6第7項」を「第12条の6第8項」に改め、同項第2号中「平均1箇月当たりの通勤所要回数分」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第93条の3を次のように改める。

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第93条の3 条例第12条の6第3項の人事委員会規則で定める職員等は、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。

第93条の4中「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の3号を加える。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 条例第12条の6第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの
第93条の5を次のように改める。

第93条の5 削除

第93条の6の見出し並びに同条第1項及び第2項中「に係る」を「の利用に係る特別料金等に係る」に改め、同条第3項中「特別料金等の額の2分の1に相当する額」を「特別料金等相当額（第96条の2第2項第1号において「特別料金等相当額」という。）」に、「同項第1号」を「同項第1号及び第2号」に、「同号イ中「価額」とあるのは同号イ中「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」を「同項第2号中「運賃等」に、「特別料金等の額の2分の1に相当する」を「特別料金等」に改める。

第93条の7中「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の3号を加える。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 条例第12条の6第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

- (3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの
第93条の8を次のように改める。

第93条の8 条例第12条の6第4項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員等は、次に掲げる者で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。

- (1) 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者（次号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつた者
- (2) 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第93条の9中「とする。」を「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 公益的法人等派遣条例第2条第1項に規定する派遣（第96条の2第1項第3号及び第96条の3第2項第2号において「公益的法人等派遣」という。）から職務に復帰した職員のうち、交通機関等利用者又は併用者で、当該復帰の直前の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。）

第93条の9第2号中「当該住居」を「当該転居後の住居（特定住居を含む。）」に改め、「でその利用が第93条の5に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行つているものに限る。）

(4) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行つているものに限る。）

第93条の9に次の1項を加える。

2 前項第1号及び第2号において「特定住居」とは、同項第1号に規定する復帰又は同項第2号に規定する転居（以下この項において「復帰等」という。）の日以後に転居する場合における当該復帰等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 当該復帰等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第94条の2中「平均1箇月当たりの通勤所要回数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」に改める。

第95条第1号中「（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては）」に改める。

第96条第1項中「職員が離職し」を「職員が離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に、「第88条」を「第88条第1項」に改める。

第96条の2第1項中「第12条の6第6項」を「第12条の6第7項」に改め、同条第2項中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第12条の6第6項」を「条例第12条の6第7項」に改め、同項第1号イ及びロ以外の部分を次のように改める。

1 箇月当たりの運賃等相当額等（第95条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第12条の6第2項第2号に定める額（第95条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（以下この項及び第98条第4項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

第96条の2第2項第1号イ中「普通交通機関等（）」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等（）」に、「1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円」に、「の普通交通機関等」を「の普通交通機関等及び新幹線鉄道等」に、「運賃等の」を「運賃等及び特別料金等の」に改め、同項第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円」に改め、同号イ中「及びハ」を削り、「55,000円」を「150,000円」に、「に係る最後」を「（第98条第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（第97条及び第98条において「支給単位期間等」という。）に係る最後」に、「についての払戻金相当額」を「及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、同条第3項を削り、同条第4項中「第12条の6第6項」を「第12条の6第7項」に、「前2項」を「前項」に、「は、」を「は、人事委員会の定めるところにより」に改め、同項を同条第3項とする。

第96条の3第1項中「第12条の6第7項」を「第12条の6第8項」に改め、同項第1号イ中「に係る通勤手

当」を「の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に改める。

第97条中「支給単位期間（第98条第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び次条において「」及び「という。」）を削る。

第98条第1項中「第88条」を「第88条第1項」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 条例第12条の6第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第100条第3項中「とする」を「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）とする」に改め、同項第1号中「職員及び警察職員が特地公署」を「職員（条例第2条第3号に規定する学校職員を除く。以下この条から第100条の3までにおいて同じ。）が特地公署」に、「（職員及び警察職員」を「（職員」に改め、同項第2号及び第3号中「及び警察職員」を削り、同条第4項中「職員に」を「職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に」に改める。

第100条の2第1項中「及び警察職員」を削り、同条第2項中「及び警察職員」を削り、「に、」を「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）に、」に改め、同条第3項中「職員に」を「職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に」に改め、同条第5項中「職員及び警察職員と」を「職員と」に改め、同条第6項を次のように改める。

- 6 条例第13条の3第4項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員及び警察職員は、次に掲げる者とする。
- (1) 定年前再任用をされ、特地公署又は準特地公署（以下この項及び次項において「特地公署等」という。）に在勤することとなった職員で、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの
 - (2) 新たに特地公署等に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署等に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前3年以内に、県企業職員その他第4項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は定年前再任用をされ、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの
 - (3) 定年前再任用をされ、かつ、当該定年前再任用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該定年前再任用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第13条の3第4項に規定する新たに特地公署等に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの
 - (4) 定年前再任用をされた職員で、当該定年前再任用の日の前日に条例第13条の3第1項又は第4項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該定年前再任用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

第100条の2第7項第1号中「第5項各号」を「第4項各号」に改め、「及び警察職員」を削り、「移転した職員」を「移転した職員又は前項第1号に規定する職員」に、「日」を「日又は定年前再任用をされた日」に改め、同項第2号中「及び警察職員」を削り、同項第3号中「前項」を「前項第2号」に改め、「及び警察職員」を削り、「公署が」を「公署が、」に、「日前」を「日又は定年前再任用をされた日前」に改め、同項に次の3号を加える。

- (4) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の定年前再任用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に条例第13条の3第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び同条第3項の規定により指定日以降支給されることとなる額
- (5) 前項第4号に規定する職員 当該職員が同号の定年前再任用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に条例第13条の3第2項又はこの項の規定により当該定年前再任用の日以降支給されることとなる期間及び同条第3項又はこの項の規定により当該定年前再任用の日以降支給されることとなる額
- (6) 前項第5号に規定する職員 人事委員会が別に定める期間及び額

第100条の3中「当該職員及び警察職員」を「職員」に改める。

第101条第2項及び第101条の2第2項中「に、」を「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、給料の月額）に、」に改める。

第114条第2項中「第22条第2号及び」を削り、同条第3項を削る。

第115条第1項中「（条例第12条の7第1項に規定する単身赴任手当をいう。次項において同じ。）」を削り、「すべて」を「全て」に、「第116条の3第1項第3号」を「第116条の3第1項第2号」に改め、同条第2項中「前項に規定する職員」を「これ」に改める。

第116条の3第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第117条中「及び第3項」を削る。

第120条第1項を次のように改める。

条例第12条の7第3項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第117条に規定するやむを得ない事情とする。

第120条第2項を削り、同条第3項第1号中「地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日の採用に限る。）をされたこと又は」を削り、「採用等」を「派遣復帰」に改め、同項第7号中「県企業職員その他人事委員会規則で定める者であつた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に、「採用等」を「派遣復帰」に、「と、」を「と、「第117条」とあるのを「前項」と、」に改め、同項を同条第2項とする。

第122条第3項中「前2項」を「第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、人事委員会が定める場合で任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができるときには、同項の規定による届出を要しない。

第123条第1項中「及び第2項」を削り、同項に後段として次のように加える。

前条第4項に規定する場合においても、同様とする。

第124条第1項中「の属する月（」を「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（」に改め、「及び第2項」を削る。

別表第4を次のように改める。

別表第4 経験年数換算表

経 歴		換 算 率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	$\frac{100}{100}$
	その他の期間	$\frac{100}{100}$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		$\frac{100}{100}$ 以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{25}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合及び教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、 $\frac{50}{100}$ 以下）

別表第7中備考以外の部分を次のように改める。

別表第7 昇格時号給対応表

イ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2

3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	
30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		

53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		
71	29	44	41	60	39	16		
72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46					
87	35	47	46					
88	35	48	46					
89	35	48	47					
90	36	48	47					
91	36	48	47					
92	36	48	47					
93	37	49	47					
94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					
100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					

103		51	49					
104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52						
111		52						
112		52						
113		52						
114		52						
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

ロ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	1	1	1
11	3	1	1	1	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	2	1	2
15	7	3	1	1	7	3	1	2
16	8	4	1	1	8	4	1	2
17	9	5	1	1	9	5	1	2
18	10	6	1	1	10	6	2	3
19	11	7	1	1	11	7	3	3
20	12	8	1	1	12	8	4	3
21	13	9	1	1	13	9	5	4
22	14	10	2	1	14	10	6	4

23	15	11	3	1	15	11	7	4
24	16	12	4	1	16	12	8	4
25	17	13	5	1	17	13	9	4
26	18	14	6	1	18	14	10	4
27	19	15	7	1	19	15	11	4
28	20	16	8	1	20	16	12	5
29	21	17	9	1	21	17	13	5
30	22	18	10	2	22	18	14	5
31	23	19	11	3	23	19	15	5
32	24	20	12	4	24	20	16	5
33	25	21	13	5	25	21	17	5
34	26	22	14	6	26	22	18	5
35	27	23	15	7	27	23	19	5
36	28	24	16	8	28	24	20	5
37	29	25	17	9	29	25	21	5
38	30	26	18	10	30	26	22	5
39	31	27	19	11	31	27	23	5
40	32	28	20	12	32	28	24	5
41	33	29	21	13	33	29	25	5
42	34	30	22	14	34	30	25	5
43	35	31	23	15	35	31	26	5
44	36	32	24	16	36	32	26	5
45	37	33	25	17	37	33	27	5
46	38	34	26	18	38	34	27	
47	39	35	27	19	39	35	28	
48	40	36	28	20	40	36	28	
49	41	37	29	21	41	37	28	
50	42	38	30	22	42	37	28	
51	43	39	31	23	43	37	28	
52	44	40	32	24	44	38	28	
53	45	41	33	25	45	38	28	
54	46	42	34	26	46	38	28	
55	47	43	35	27	47	39	28	
56	48	44	36	28	48	39	28	
57	49	45	37	29	49	39	29	
58	50	46	38	30	50	40	29	
59	51	47	39	31	51	40	29	
60	52	48	40	32	52	40	29	
61	53	49	41	33	53	40	29	
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	
66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41	30	
71	63	59	50	40	61	41	31	

72	64	60	50	40	62	41	31	
73	65	61	51	41	63	41	31	
74	66	62	51	42	64	41		
75	67	63	52	43	65	41		
76	68	64	52	44	66	41		
77	69	65	53	45	67	41		
78	69	66	54	46	68	41		
79	70	67	55	47	69	41		
80	70	68	56	48	70	42		
81	71	69	57	49	71	42		
82	71	70	58	49	72	42		
83	72	71	59	50	73	43		
84	72	72	60	50	74	43		
85	73	73	61	51	75	43		
86	74	74	62	51				
87	75	75	63	52				
88	76	76	64	52				
89	77	77	65	53				
90	78	78	66	53				
91	79	79	67	53				
92	80	80	68	54				
93	81	81	69	54				
94	82	82	70	54				
95	83	83	71	55				
96	84	84	72	55				
97	85	85	73	55				
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				
101	89	89	77	57				
102	90	89	78	58				
103	91	90	79	59				
104	92	90	80	60				
105	93	91	81	60				
106	93	91	82	60				
107	93	92	83	60				
108	94	92	84	60				
109	94	93	85	60				
110	94	94	85	60				
111	95	95	86	60				
112	95	96	86	60				
113	95	97	87	61				
114	96	98	87	61				
115	96	99	88	61				
116	96	100	88	61				
117	97	101	89	61				
118	97	101	89	61				
119	98	101	90	61				
120	98	102	90	61				

121	99	102	91	61				
122	99	102	91					
123	100	103	92					
124	100	103	92					
125	101	103	92					
126		104	92					
127		104	92					
128		104	92					
129		105	92					
130		105	92					
131		105	92					
132		106	92					
133		106	93					
134		106	93					
135		107	93					
136		107	93					
137		107	93					
138		108	94					
139		108	95					
140		108	96					
141		109	96					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

ハ 海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	2
19	1	1	1	3

20	1	1	1	4
21	1	1	1	5
22	2	2	2	6
23	3	3	3	7
24	4	4	4	8
25	5	5	5	9
26	6	6	6	10
27	7	7	7	11
28	8	8	8	12
29	9	9	9	13
30	10	10	9	14
31	11	11	10	15
32	12	12	10	16
33	13	13	11	17
34	13	14	11	18
35	13	15	12	19
36	14	16	12	20
37	14	17	13	21
38	14	17	13	22
39	15	17	14	23
40	15	18	14	24
41	15	18	15	25
42	16	18	15	25
43	16	19	16	25
44	16	19	16	25
45	17	19	17	26
46	17	20	18	26
47	17	20	19	26
48	17	20	20	26
49	17	21	21	27
50	18	21	21	27
51	18	21	22	27
52	18	22	22	27
53	18	22	23	28
54	18	22	23	28
55	19	22	24	28
56	19	23	24	28
57	19	23	25	29
58	19	23	25	29
59	19	23	25	30
60	20	24	25	30
61	20	24	26	31
62	20	24	26	31
63	20	24	26	32
64	20	25	26	32
65	21	25	27	32
66	21	25	27	32
67	22	26	27	32
68	22	26	27	33

69	23	27	28	33
70			28	33
71			28	33
72			28	33
73			29	34
74			29	34
75			29	34
76			29	34
77			30	34
78			30	35
79			30	35
80			30	35
81			30	36
82			30	
83			31	
84			31	
85			31	
86			31	
87			31	
88			31	
89			32	
90			32	
91			32	
92			32	
93			32	
94			32	
95			33	
96			33	
97			33	

ニ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1

16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	25	1	6
47	26	1	7
48	26	1	8
49	27	1	9
50	27	1	9
51	28	1	10
52	28	1	10
53	29	1	11
54	29	1	11
55	30	1	12
56	30	1	12
57	31	1	13
58	31	1	13
59	32	1	14
60	32	1	14
61	33	1	15
62	33	1	
63	34	1	
64	34	1	

65	35	1	
66	35	1	
67	36	1	
68	36	1	
69	37	1	
70	37	2	
71	38	3	
72	38	4	
73	39	5	
74	39	6	
75	40	7	
76	40	8	
77	41	9	
78	41	10	
79	42	11	
80	42	12	
81	43	13	
82	43	14	
83	44	15	
84	44	16	
85	45	17	
86	45	18	
87	46	19	
88	46	20	
89	47	21	
90	47	22	
91	48	23	
92	48	24	
93	49	25	
94	49	26	
95	50	27	
96	50	28	
97	51	29	
98	51	30	
99	52	31	
100	52	32	
101	53	33	
102	53	33	
103	54	34	
104	54	34	
105	55	35	
106	55	35	
107	56	36	
108	56	36	
109	57	37	
110	57	37	
111	57	38	
112	57	38	
113	58	39	

114	58	39	
115	58	40	
116	58	40	
117	59	41	
118	59	41	
119	59	41	
120	59	41	
121	60	41	
122	60	41	
123	60	41	
124	60	41	
125	61	41	
126	61	42	
127	61	42	
128	61	42	
129	61	42	
130	61	42	
131	62	42	
132	62	42	
133	62	42	
134	62	42	
135	62	42	
136	62	42	
137	63	43	
138	63	43	
139	63	43	
140	63	43	
141	63	43	
142	63	43	
143	64	44	
144	64	44	
145	64	44	
146	64		
147	64		
148	64		
149	65		
150	65		
151	66		
152	66		
153	67		

ホ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1

6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1
37	29	1	1	1
38	30	1	1	1
39	31	1	1	1
40	32	1	1	1
41	33	1	1	1
42	34	1	1	1
43	35	1	1	1
44	36	1	1	1
45	37	1	1	1
46	37	1	1	1
47	38	1	1	1
48	38	1	1	1
49	39	1	1	1
50	39	2	1	1
51	40	3	1	1
52	40	4	1	1
53	41	5	1	1
54	41	6	1	1

55	42	7	1	1
56	42	8	1	1
57	43	9	1	1
58	43	10	1	1
59	44	11	1	1
60	44	12	1	1
61	45	13	1	1
62	45	14	2	2
63	46	15	3	3
64	46	16	4	4
65	47	17	5	4
66	47	18	6	4
67	48	19	7	4
68	48	20	8	4
69	49	21	9	5
70	49	22	10	5
71	50	23	11	5
72	50	24	12	5
73	51	25	13	5
74	51	26	14	6
75	52	27	15	6
76	52	28	16	6
77	53	29	17	6
78	53	30	18	6
79	53	31	19	7
80	54	32	20	7
81	54	33	21	7
82	54	34	22	
83	55	35	23	
84	55	36	24	
85	55	37	25	
86	56	38	26	
87	56	39	27	
88	56	40	28	
89	57	41	29	
90	57	42	30	
91	58	43	31	
92	58	44	32	
93	59	45	33	
94	59	46	34	
95	60	47	35	
96	60	48	36	
97	61	49	37	
98	61	50	38	
99	61	51	39	
100	61	52	40	
101	62	53	41	
102	62	54	42	
103	62	55	43	

104	62	56	44	
105	63	57	45	
106	63	58	46	
107	63	59	47	
108	63	60	48	
109	64	61	49	
110	64	62	49	
111	64	63	50	
112	64	64	50	
113	65	65	51	
114	65	65	51	
115	65	66	52	
116	65	66	52	
117	66	67	53	
118	66	67	54	
119	66	68	55	
120	66	68	56	
121	67	69	57	
122	67	70	57	
123	67	71	58	
124	67	72	58	
125	68	73	59	
126		74	59	
127		75	60	
128		76	60	
129		77	61	
130		77	61	
131		78	62	
132		78	62	
133		78	62	
134		78	62	
135		79	62	
136		79	62	
137		79	62	
138		79	62	
139		80	62	
140		80	62	
141		80	62	
142		80	62	
143		81	63	
144		81	63	
145		81	63	
146		81	63	
147		82	63	
148		82	63	
149		82	63	
150		82	63	
151		83	63	
152		83	63	

153		83	63	
154		84	63	
155		84	63	
156		84	64	
157		85	64	

へ 教育職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	2
18	1	2	2
19	1	3	2
20	1	4	2
21	1	5	2
22	1	5	2
23	1	6	2
24	1	6	2
25	1	7	3
26	1	7	3
27	1	8	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	3
32	1	12	3
33	1	13	4
34	2	14	4
35	3	15	4
36	4	16	4
37	5	17	4
38	6	18	4
39	7	19	4

40	8	20	4
41	9	21	5
42	10	22	5
43	11	23	5
44	12	24	5
45	13	25	5
46	14	26	5
47	15	27	5
48	16	28	5
49	17	29	5
50	17	30	5
51	18	31	6
52	18	32	6
53	19	33	6
54	19	34	6
55	20	35	6
56	20	36	6
57	21	37	6
58	21	38	6
59	21	39	7
60	22	40	7
61	22	41	7
62	22	41	7
63	23	42	7
64	23	42	7
65	23	43	7
66	24	43	7
67	24	44	7
68	24	44	7
69	25	45	7
70	25	45	7
71	26	45	7
72	26	45	8
73	27	46	8
74	27	46	
75	28	46	
76	28	46	
77	29	46	
78	29	46	
79	30	46	
80	30	46	
81	31	46	
82	31	46	
83	32	46	
84	32	46	
85	33	46	
86	33	46	
87	33	46	
88	34	46	

89	34	46	
90	34	46	
91	35	46	
92	35	46	
93	35	46	
94	36		
95	36		
96	36		
97	37		
98	37		
99	37		
100	37		
101	38		
102	38		
103	38		
104	38		
105	39		
106	39		
107	39		
108	39		
109	40		
110	40		
111	40		
112	40		
113	40		
114	40		
115	41		
116	41		
117	41		
118	41		
119	41		
120	41		
121	42		
122	42		
123	42		
124	42		
125	42		
126	42		
127	43		
128	43		
129	43		

ト 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1

4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	7
51	23	9	21	7
52	24	10	22	7

53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	
59	28	12	24	
60	28	12	24	
61	29	13	25	
62	29	13	25	
63	29	14	26	
64	30	14	26	
65	30	15	26	
66	30	15	26	
67	31	16	27	
68	31	16	27	
69	31	17	27	
70	32	17	28	
71	32	17	28	
72	32	18	28	
73	33	18	29	
74	33	18	29	
75	34	19	29	
76	34	19	30	
77	35	19	30	
78	35	20	30	
79	36	20	31	
80	36	20	31	
81	37	21	31	
82	37	22		
83	38	23		
84	38	24		
85	39	25		
86	39	25		
87	40	25		
88	40	25		
89	41	26		
90	41	26		
91	42	26		
92	42	26		
93	43	27		
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		
97	45	28		
98	46	28		
99	47	28		
100	48	28		
101	49	29		

102	50	29		
103	51	29		
104	52	30		
105	53	30		
106	53	30		
107	53	30		
108	54	30		
109	54	31		
110	54	31		
111	55	31		
112	55	31		
113	55	31		
114	56	32		
115	56	32		
116	56	32		
117	57	32		
118	57	32		
119	58	33		
120	58	33		
121	59	33		

チ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2

25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5

74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

リ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2
23	3	3	11	3	3	3
24	4	4	12	4	4	4
25	5	5	13	5	5	5
26	6	6	14	6	6	5
27	7	7	15	7	7	6
28	8	8	16	8	8	6
29	9	9	17	9	9	7
30	10	10	18	10	10	7
31	11	11	19	11	11	8
32	12	12	20	12	12	8

33	13	13	21	13	13	9
34	14	14	22	14	14	9
35	15	15	23	15	15	9
36	16	16	24	16	16	9
37	17	17	25	17	17	9
38	18	18	26	18	18	9
39	19	19	27	19	19	10
40	20	20	28	20	20	10
41	21	21	29	21	21	10
42	22	22	30	22	21	10
43	23	23	31	23	21	10
44	24	24	32	24	22	10
45	25	25	33	25	22	11
46	25	26	34	25	22	11
47	26	27	35	26	23	11
48	26	28	36	26	23	11
49	27	29	37	27	23	11
50	27	30	38	27	24	11
51	28	31	39	28	24	12
52	28	32	40	28	24	12
53	29	33	41	29	25	12
54	29	34	42	29	25	
55	30	35	43	30	26	
56	30	36	44	30	26	
57	31	37	45	31	27	
58	31	38	46	31	27	
59	32	39	47	32	28	
60	32	40	48	32	28	
61	33	41	49	33	28	
62	33	42	50	33	28	
63	34	43	51	33	28	
64	34	44	52	34	29	
65	35	45	53	34	29	
66	35	46	54	34	29	
67	36	47	55	35	29	
68	36	48	56	35	29	
69	37	49	57	35	30	
70	37	49	57	36	30	
71	38	50	58	36	30	
72	38	50	58	36	30	
73	39	51	59	37	30	
74	39	51	59	37	31	
75	40	52	60	37	31	
76	40	52	60	37	31	
77	41	53	61	38	31	
78	41	53	61	38		
79	41	53	62	38		
80	42	54	62	38		
81	42	54	63	39		

82	42	54	63	39		
83	43	55	64	39		
84	43	55	64	39		
85	43	55	65	39		
86		56	66	40		
87		56	67	40		
88		56	68	40		
89		56	69	40		
90		56	69	40		
91		57	70	41		
92		57	70	41		
93		57	70	41		
94		57	70	41		
95		57	70	41		
96		58	70	42		
97		58	70	42		
98		58	70	42		
99		58	70	42		
100		58	70	42		
101		59	70	43		
102		59	70			
103		59	70			
104		59	70			
105		59	70			
106			70			
107			70			
108			70			
109			70			

ヌ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1

17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	1	1
19	3	1	7	1	1
20	4	1	8	1	1
21	5	1	9	1	1
22	6	1	10	2	1
23	7	1	11	3	1
24	8	1	12	4	1
25	9	1	13	5	1
26	10	1	14	6	2
27	11	1	15	7	3
28	12	1	16	8	4
29	13	1	17	9	5
30	14	2	18	10	6
31	15	3	19	11	7
32	16	4	20	12	8
33	17	5	21	13	9
34	18	6	22	14	10
35	19	7	23	15	11
36	20	8	24	16	12
37	21	9	25	17	13
38	22	10	26	18	14
39	23	11	27	19	15
40	24	12	28	20	16
41	25	13	29	21	17
42	26	14	30	22	17
43	27	15	31	23	18
44	28	16	32	24	18
45	29	17	33	25	19
46	30	18	34	26	19
47	31	19	35	27	20
48	32	20	36	28	20
49	33	21	37	29	21
50	34	22	38	30	21
51	35	23	39	31	22
52	36	24	40	32	22
53	37	25	41	33	23
54	38	26	42	34	23
55	39	27	43	35	24
56	40	28	44	36	24
57	41	29	45	37	25
58	41	30	46	38	25
59	42	31	47	39	26
60	42	32	48	40	26
61	43	33	49	41	27
62	43	34	50	42	27
63	44	35	51	43	28
64	44	36	52	44	28
65	45	37	53	45	29

66	46	38	54	45	29
67	47	39	55	46	29
68	48	40	56	46	29
69	49	41	57	47	29
70	50	42	58	47	29
71	51	43	59	48	30
72	52	44	60	48	30
73	53	45	61	49	30
74	54	46	62	50	30
75	55	47	63	51	30
76	56	48	64	52	30
77	57	49	65	53	31
78	58	50	66	53	31
79	59	51	67	54	31
80	60	52	68	54	31
81	61	53	69	55	31
82	62	54	70	55	31
83	63	55	71	56	32
84	64	56	72	56	32
85	65	57	73	57	32
86	65	58	74	57	
87	66	59	75	58	
88	66	60	76	58	
89	67	61	77	59	
90	67	62	78	59	
91	68	63	79	60	
92	68	64	80	60	
93	69	65	81	60	
94	70	66	81	60	
95	71	67	82	61	
96	72	68	82	61	
97	73	69	83	61	
98	74	70	83	61	
99	75	71	84	62	
100	76	72	84	62	
101	77	73	85	62	
102	77	74	86	62	
103	78	75	87	63	
104	78	76	88	63	
105	79	77	88	63	
106	79	77	88	63	
107	80	77	89	64	
108	80	78	89	64	
109	81	78	89	65	
110	81	78	90		
111	81	79	90		
112	81	79	90		
113	82	79	91		
114	82	80	91		

115	82	80	91		
116	82	80	92		
117	83	81	92		
118	83	81	92		
119	83	81	93		
120	83	81	93		
121	84	82	93		
122	84	82			
123	84	82			
124	84	82			
125	85	83			
126	85	83			
127	85	83			
128	85	83			
129	86	84			
130	86	84			
131	86	84			
132	86	84			
133	87	85			
134	87	85			
135	87	85			
136	87	86			
137	88	86			
138	88	86			
139	88	86			
140	88	86			
141	89	87			
142	89	87			
143	89	87			
144	89	87			
145	90	87			
146	90	88			
147	90	88			
148	90	88			
149	91	88			
150	91	88			
151	91	89			
152	91	89			
153	92	89			
154	92				
155	92				
156	92				
157	93				
158	93				
159	93				
160	94				
161	94				
162	94				
163	95				

164	95				
165	95				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

別表第7の2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第7の2 降格時号給対応表

イ 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	33	21	21	9	13	17	12	1
2	34	22	22	10	14	18	17	2
3	35	23	23	11	15	19	21	3
4	36	24	24	12	16	20	28	4
5	37	25	25	13	17	22	45	9
6	38	26	26	14	18	24	45	9
7	39	27	27	15	19	26	45	9
8	40	28	28	16	20	28	45	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9
10	42	30	30	18	22	32		
11	43	31	31	19	23	34		
12	44	32	32	20	24	36		
13	45	33	33	21	25	40		
14	46	34	34	22	26	44		
15	47	35	35	23	27	65		
16	48	36	36	24	28	72		
17	49	37	37	25	29	73		
18	50	38	38	26	30	73		
19	51	39	39	27	31	73		
20	52	40	40	28	32	73		
21	54	41	41	29	33	73		
22	56	42	42	30	34	73		
23	58	43	43	31	35	73		
24	60	44	44	32	36	73		
25	62	45	45	33	37	73		
26	64	46	46	34	38	73		
27	66	47	47	35	39	73		
28	68	48	48	36	40	73		
29	71	49	49	37	42	73		
30	74	50	50	38	44	73		
31	77	51	51	39	46	73		
32	80	52	52	40	48	73		
33	83	54	53	41	50	73		
34	86	56	54	42	52	73		
35	89	58	55	43	54	73		
36	92	60	56	44	56	73		

37	93	61	59	45	58	73		
38	93	62	62	46	68	73		
39	93	63	65	47	80	73		
40	93	64	68	48	84	73		
41	93	66	71	49	85	73		
42	93	68	74	50	85	73		
43	93	70	77	51	85	73		
44	93	72	80	52	85	73		
45	93	77	84	53	85	73		
46	93	82	88	54	85			
47	93	87	95	55	85			
48	93	92	102	56	85			
49	93	97	109	57	85			
50	93	102	109	58	85			
51	93	107	109	59	85			
52	93	116	109	60	85			
53	93	125	109	61	85			
54	93	125	109	62	85			
55	93	125	109	63	85			
56	93	125	109	64	85			
57	93	125	109	65	85			
58	93	125	109	66	85			
59	93	125	109	67	85			
60	93	125	109	72	85			
61	93	125	109	77	85			
62	93	125	109	80	85			
63	93	125	109	81	85			
64	93	125	109	82	85			
65	93	125	109	83	85			
66	93	125	109	84	85			
67	93	125	109	85	85			
68	93	125	109	85	85			
69	93	125	109	85	85			
70	93	125	109	85	85			
71	93	125	109	85	85			
72	93	125	109	85	85			
73	93	125	109	85	85			
74	93	125	109	85				
75	93	125	109	85				
76	93	125	109	85				
77	93	125	109	85				
78	93	125	109	85				
79	93	125	109	85				
80	93	125	109	85				
81	93	125	109	85				
82	93	125	109	85				
83	93	125	109	85				
84	93	125	109	85				
85	93	125	109	85				

86	93	125						
87	93	125						
88	93	125						
89	93	125						
90	93	125						
91	93	125						
92	93	125						
93	93	125						
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93							
111	93							
112	93							
113	93							
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

ロ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	13	21	29	9	13	17	13
2	10	14	22	30	10	14	18	17
3	11	15	23	31	11	15	19	20
4	12	16	24	32	12	16	20	27

5	13	17	25	33	13	17	21	45
6	14	18	26	34	14	18	22	45
7	15	19	27	35	15	19	23	45
8	16	20	28	36	16	20	24	45
9	17	21	29	37	17	21	25	45
10	18	22	30	38	18	22	26	
11	19	23	31	39	19	23	27	
12	20	24	32	40	20	24	28	
13	21	25	33	41	21	25	29	
14	22	26	34	42	22	26	30	
15	23	27	35	43	23	27	31	
16	24	28	36	44	24	28	32	
17	25	29	37	45	25	29	33	
18	26	30	38	46	26	30	34	
19	27	31	39	47	27	31	35	
20	28	32	40	48	28	32	36	
21	29	33	41	49	29	33	37	
22	30	34	42	50	30	34	38	
23	31	35	43	51	31	35	39	
24	32	36	44	52	32	36	40	
25	33	37	45	53	33	37	42	
26	34	38	46	54	34	38	44	
27	35	39	47	55	35	39	46	
28	36	40	48	56	36	40	56	
29	37	41	49	57	37	41	67	
30	38	42	50	58	38	42	70	
31	39	43	51	59	39	43	73	
32	40	44	52	60	40	44	73	
33	41	45	53	61	41	45	73	
34	42	46	54	62	42	46	73	
35	43	47	55	63	43	47	73	
36	44	48	56	64	44	48	73	
37	45	49	57	66	45	51	73	
38	46	50	58	68	46	54	73	
39	47	51	59	70	47	57	73	
40	48	52	60	72	48	67	73	
41	49	53	61	73	49	79	73	
42	50	54	62	74	50	82	73	
43	51	55	63	75	51	85	73	
44	52	56	64	76	52	85	73	
45	53	57	65	77	53	85	73	
46	54	58	66	78	54	85		
47	55	59	67	79	55	85		
48	56	60	68	80	56	85		
49	57	61	70	82	57	85		
50	58	62	72	84	58	85		
51	59	63	74	86	59	85		
52	60	64	76	88	60	85		
53	61	65	77	91	61	85		

54	62	66	78	94	62	85		
55	63	67	79	97	63	85		
56	64	68	80	100	64	85		
57	65	69	81	101	65	85		
58	66	70	82	102	66	85		
59	67	71	83	103	67	85		
60	68	72	84	112	70	85		
61	69	73	85	121	71	85		
62	70	74	86	121	72	85		
63	71	75	87	121	73	85		
64	72	76	88	121	74	85		
65	73	77	89	121	75	85		
66	74	78	90	121	76	85		
67	75	79	91	121	77	85		
68	76	80	92	121	78	85		
69	78	81	93	121	79	85		
70	80	82	94	121	80	85		
71	82	83	95	121	81	85		
72	84	84	96	121	82	85		
73	85	85	97	121	83	85		
74	86	86	98	121	84			
75	87	87	99	121	85			
76	88	88	100	121	85			
77	89	89	101	121	85			
78	90	90	102	121	85			
79	91	91	103	121	85			
80	92	92	104	121	85			
81	93	93	105	121	85			
82	94	94	106	121	85			
83	95	95	107	121	85			
84	96	96	108	121	85			
85	97	97	110	121	85			
86	98	98	112					
87	99	99	114					
88	100	100	116					
89	101	102	118					
90	102	104	120					
91	103	106	122					
92	104	108	132					
93	107	109	137					
94	110	110	138					
95	113	111	139					
96	116	112	141					
97	118	113	141					
98	120	114	141					
99	122	115	141					
100	124	116	141					
101	125	119	141					
102	125	122	141					

103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145						
123	125	145						
124	125	145						
125	125	145						
126	125	145						
127	125	145						
128	125	145						
129	125	145						
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						
133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						
141	125	145						
142	125							
143	125							
144	125							
145	125							

ハ 海事職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	21	21	17

2	22	22	22	18
3	23	23	23	19
4	24	24	24	20
5	25	25	25	21
6	26	26	26	22
7	27	27	27	23
8	28	28	28	24
9	29	29	30	25
10	30	30	32	26
11	31	31	34	27
12	32	32	36	28
13	35	33	38	29
14	38	34	40	30
15	41	35	42	31
16	44	36	44	32
17	49	39	45	33
18	54	42	46	34
19	59	45	47	35
20	64	48	48	36
21	66	51	50	37
22	68	55	52	38
23	69	59	54	39
24	69	63	56	40
25	69	66	60	44
26	69	68	64	48
27	69	69	68	52
28	69	69	72	56
29	69	69	76	58
30	69	69	82	60
31	69	69	88	62
32	69	69	94	67
33	69	69	97	72
34	69	69	97	77
35	69	69	97	80
36	69	69	97	81
37	69	69	97	81
38	69	69	97	81
39	69	69	97	81
40	69	69	97	81
41	69	69	97	81
42	69	69	97	81
43	69	69	97	81
44	69	69	97	81
45	69	69	97	81
46	69	69	97	81
47	69	69	97	81
48	69	69	97	81
49	69	69	97	81
50	69	69	97	81

51	69	69	97	81
52	69	69	97	81
53	69	69	97	81
54	69	69	97	81
55	69	69	97	81
56	69	69	97	81
57	69	69	97	81
58	69	69	97	81
59	69	69	97	81
60	69	69	97	81
61	69	69	97	81
62	69	69	97	
63	69	69	97	
64	69	69	97	
65	69	69	97	
66	69	69	97	
67	69	69	97	
68	69	69	97	
69	69	69	97	
70		69	97	
71		69	97	
72		69	97	
73		69	97	
74		69	97	
75		69	97	
76		69	97	
77		69	97	
78		69	97	
79		69	97	
80		69	97	
81		69	97	
82		69		
83		69		
84		69		
85		69		
86		69		
87		69		
88		69		
89		69		
90		69		
91		69		
92		69		
93		69		
94		69		
95		69		
96		69		
97		69		

ニ 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	69	41
2	22	70	42
3	23	71	43
4	24	72	44
5	25	73	45
6	26	74	46
7	27	75	47
8	28	76	48
9	29	77	50
10	30	78	52
11	31	79	54
12	32	80	56
13	33	81	58
14	34	82	60
15	35	83	61
16	36	84	61
17	37	85	61
18	38	86	61
19	39	87	61
20	40	88	61
21	41	89	61
22	42	90	
23	43	91	
24	44	92	
25	46	93	
26	48	94	
27	50	95	
28	52	96	
29	54	97	
30	56	98	
31	58	99	
32	60	100	
33	62	102	
34	64	104	
35	66	106	
36	68	108	
37	70	110	
38	72	112	
39	74	114	
40	76	116	
41	78	125	
42	80	136	
43	82	142	
44	84	145	
45	86	145	

46	88	145	
47	90	145	
48	92	145	
49	94	145	
50	96	145	
51	98	145	
52	100	145	
53	102	145	
54	104	145	
55	106	145	
56	108	145	
57	112	145	
58	116	145	
59	120	145	
60	124	145	
61	130	145	
62	136		
63	142		
64	148		
65	150		
66	152		
67	153		
68	153		
69	153		
70	153		
71	153		
72	153		
73	153		
74	153		
75	153		
76	153		
77	153		
78	153		
79	153		
80	153		
81	153		
82	153		
83	153		
84	153		
85	153		
86	153		
87	153		
88	153		
89	153		
90	153		
91	153		
92	153		
93	153		
94	153		

95	153		
96	153		
97	153		
98	153		
99	153		
100	153		
101	153		
102	153		
103	153		
104	153		
105	153		
106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		
111	153		
112	153		
113	153		
114	153		
115	153		
116	153		
117	153		
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		
122	153		
123	153		
124	153		
125	153		
126	153		
127	153		
128	153		
129	153		
130	153		
131	153		
132	153		
133	153		
134	153		
135	153		
136	153		
137	153		
138	153		
139	153		
140	153		
141	153		
142	153		
143	153		

144	153		
145	153		

ホ 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級		特 2 級	3 級
		特2級からの降格	3 級からの降格		
1	9	49	61	13	61
2	10	50	62	14	62
3	11	51	63	15	63
4	12	52	64	16	68
5	13	53	65	17	73
6	14	54	66	18	78
7	15	55	67	19	81
8	16	56	68	20	81
9	17	57	69	21	81
10	18	58	70	22	81
11	19	59	71	23	81
12	20	60	72	24	81
13	21	61	73	25	81
14	22	62	74	26	81
15	23	63	75	27	81
16	24	64	76	28	81
17	25	65	77	29	81
18	26	66	78	30	81
19	27	67	79	31	81
20	28	68	80	32	81
21	29	69	81	33	81
22	30	70	82	34	
23	31	71	83	35	
24	32	72	84	36	
25	33	73	85	37	
26	34	74	86	38	
27	35	75	87	39	
28	36	76	88	40	
29	37	77	89	41	
30	38	78	90	42	
31	39	79	91	43	
32	40	80	92	44	
33	41	81	93	45	
34	42	82	94	46	
35	43	83	95	47	
36	44	84	96	48	
37	46	85	97	49	
38	48	86	98	50	
39	50	87	99	51	
40	52	88	100	52	
41	54	89	101	53	
42	56	90	102	54	

43	58	91	103	55	
44	60	92	104	56	
45	62	93	105	57	
46	64	94	106	58	
47	66	95	107	59	
48	68	96	108	60	
49	70	97	110	62	
50	72	98	112	64	
51	74	99	114	65	
52	76	100	116	66	
53	79	101	117	67	
54	82	102	118	67	
55	85	103	119	68	
56	88	104	120	68	
57	90	105	122	70	
58	92	106	124	72	
59	94	107	126	74	
60	96	108	128	76	
61	100	109	130	77	
62	104	110	142	80	
63	108	111	155	84	
64	112	112	157	85	
65	116	114	157	85	
66	120	116	157	85	
67	124	118	157	85	
68	125	120	157	85	
69	125	121	157	85	
70	125	122	157	85	
71	125	123	157	85	
72	125	124	157	85	
73	125	125	157	85	
74	125	126	157	85	
75	125	127	157	85	
76	125	128	157	85	
77	125	130	157	85	
78	125	134	157	85	
79	125	138	157	85	
80	125	142	157	85	
81	125	146	157	85	
82	125	150			
83	125	153			
84	125	156			
85	125	157			
86	125	157			
87	125	157			
88	125	157			
89	125	157			
90	125	157			
91	125	157			

92	125	157			
93	125	157			
94	125	157			
95	125	157			
96	125	157			
97	125	157			
98	125	157			
99	125	157			
100	125	157			
101	125	157			
102	125	157			
103	125	157			
104	125	157			
105	125	157			
106	125				
107	125				
108	125				
109	125				
110	125				
111	125				
112	125				
113	125				
114	125				
115	125				
116	125				
117	125				
118	125				
119	125				
120	125				
121	125				
122	125				
123	125				
124	125				
125	125				
126	125				
127	125				
128	125				
129	125				
130	125				
131	125				
132	125				
133	125				
134	125				
135	125				
136	125				
137	125				
138	125				
139	125				
140	125				

141	125				
142	125				
143	125				
144	125				
145	125				
146	125				
147	125				
148	125				
149	125				
150	125				
151	125				
152	125				
153	125				
154	125				
155	125				
156	125				
157	125				

へ 教育職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	33	17	16
2	34	18	24
3	35	19	32
4	36	20	40
5	37	22	50
6	38	24	58
7	39	26	71
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73
11	43	31	73
12	44	32	73
13	45	33	73
14	46	34	73
15	47	35	73
16	48	36	73
17	50	37	73
18	52	38	
19	54	39	
20	56	40	
21	59	41	
22	62	42	
23	65	43	
24	68	44	
25	70	45	
26	72	46	
27	74	47	

28	76	48	
29	78	49	
30	80	50	
31	82	51	
32	84	52	
33	87	53	
34	90	54	
35	93	55	
36	96	56	
37	100	57	
38	104	58	
39	108	59	
40	114	60	
41	120	62	
42	126	64	
43	129	66	
44	129	68	
45	129	72	
46	129	93	
47	129	93	
48	129	93	
49	129	93	
50	129	93	
51	129	93	
52	129	93	
53	129	93	
54	129	93	
55	129	93	
56	129	93	
57	129	93	
58	129	93	
59	129	93	
60	129	93	
61	129	93	
62	129	93	
63	129	93	
64	129	93	
65	129	93	
66	129	93	
67	129	93	
68	129	93	
69	129	93	
70	129	93	
71	129	93	
72	129	93	
73	129	93	
74	129		
75	129		
76	129		

77	129		
78	129		
79	129		
80	129		
81	129		
82	129		
83	129		
84	129		
85	129		
86	129		
87	129		
88	129		
89	129		
90	129		
91	129		
92	129		
93	129		

ト 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	41	25	12
2	26	42	26	19
3	27	43	27	26
4	28	44	28	33
5	29	45	29	40
6	30	46	30	49
7	31	47	31	57
8	32	48	32	57
9	33	51	33	57
10	34	54	34	57
11	35	57	35	57
12	36	60	36	57
13	37	62	38	57
14	38	64	40	57
15	39	66	42	
16	40	68	44	
17	42	71	45	
18	44	74	46	
19	46	77	47	
20	48	80	48	
21	49	81	51	
22	50	82	54	
23	51	83	57	
24	52	84	60	
25	54	88	62	
26	56	92	66	
27	58	96	69	

28	60	100	72	
29	63	103	75	
30	66	108	78	
31	69	113	81	
32	72	118	81	
33	74	121	81	
34	76	121	81	
35	78	121	81	
36	80	121	81	
37	82	121	81	
38	84	121	81	
39	86	121	81	
40	88	121	81	
41	90	121	81	
42	92	121	81	
43	94	121	81	
44	96	121	81	
45	97	121	81	
46	98	121	81	
47	99	121	81	
48	100	121	81	
49	101	121	81	
50	102	121	81	
51	103	121	81	
52	104	121	81	
53	107	121	81	
54	110	121	81	
55	113	121	81	
56	116	121	81	
57	118	121	81	
58	120	121		
59	121	121		
60	121	121		
61	121	121		
62	121	121		
63	121	121		
64	121	121		
65	121	121		
66	121	121		
67	121	121		
68	121	121		
69	121	121		
70	121	121		
71	121	121		
72	121	121		
73	121	121		
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		

77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121			
83	121			
84	121			
85	121			
86	121			
87	121			
88	121			
89	121			
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

チ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	33	21	23
2	34	22	26
3	35	23	30
4	36	24	33
5	37	25	73
6	38	26	73
7	39	27	73
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73
11	43	31	
12	44	32	
13	47	33	
14	51	34	
15	55	35	
16	59	36	
17	62	37	
18	64	38	
19	65	39	
20	65	40	
21	65	42	
22	65	44	
23	65	46	
24	65	48	
25	65	50	
26	65	52	
27	65	54	
28	65	56	
29	65	59	
30	65	62	
31	65	65	
32	65	70	
33	65	75	
34	65	80	
35	65	85	
36	65	85	
37	65	85	
38	65	85	
39	65	85	
40	65	85	
41	65	85	
42	65	85	
43	65	85	
44	65	85	
45	65	85	

46	65	85	
47	65	85	
48	65	85	
49	65	85	
50	65	85	
51	65	85	
52	65	85	
53	65	85	
54	65	85	
55	65	85	
56	65	85	
57	65	85	
58	65	85	
59	65	85	
60	65	85	
61	65	85	
62	65	85	
63	65	85	
64	65	85	
65	65	85	
66	65	85	
67	65	85	
68	65	85	
69	65	85	
70	65	85	
71	65	85	
72	65	85	
73	65	85	
74	65		
75	65		
76	65		
77	65		
78	65		
79	65		
80	65		
81	65		
82	65		
83	65		
84	65		
85	65		

リ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	21	13	21	21	21
2	22	22	14	22	22	22
3	23	23	15	23	23	23
4	24	24	16	24	24	24

5	25	25	17	25	25	26
6	26	26	18	26	26	28
7	27	27	19	27	27	30
8	28	28	20	28	28	32
9	29	29	21	29	29	38
10	30	30	22	30	30	44
11	31	31	23	31	31	50
12	32	32	24	32	32	53
13	33	33	25	33	33	53
14	34	34	26	34	34	53
15	35	35	27	35	35	53
16	36	36	28	36	36	53
17	37	37	29	37	37	53
18	38	38	30	38	38	53
19	39	39	31	39	39	53
20	40	40	32	40	40	53
21	41	41	33	41	43	53
22	42	42	34	42	46	53
23	43	43	35	43	49	53
24	44	44	36	44	52	53
25	46	45	37	46	54	53
26	48	46	38	48	56	53
27	50	47	39	50	58	53
28	52	48	40	52	63	53
29	54	49	41	54	68	53
30	56	50	42	56	73	53
31	58	51	43	58	77	53
32	60	52	44	60	77	53
33	62	53	45	63	77	53
34	64	54	46	66	77	53
35	66	55	47	69	77	53
36	68	56	48	72	77	53
37	70	57	49	76	77	53
38	72	58	50	80	77	
39	74	59	51	85	77	
40	76	60	52	90	77	
41	79	61	53	95	77	
42	82	62	54	100	77	
43	85	63	55	101	77	
44	85	64	56	101	77	
45	85	65	57	101	77	
46	85	66	58	101	77	
47	85	67	59	101	77	
48	85	68	60	101	77	
49	85	70	61	101	77	
50	85	72	62	101	77	
51	85	74	63	101	77	
52	85	76	64	101	77	
53	85	79	65	101	77	

54	85	82	66	101		
55	85	85	67	101		
56	85	90	68	101		
57	85	95	70	101		
58	85	100	72	101		
59	85	105	74	101		
60	85	105	76	101		
61	85	105	78	101		
62	85	105	80	101		
63	85	105	82	101		
64	85	105	84	101		
65	85	105	85	101		
66	85	105	86	101		
67	85	105	87	101		
68	85	105	88	101		
69	85	105	90	101		
70	85	105	109	101		
71	85	105	109	101		
72	85	105	109	101		
73	85	105	109	101		
74	85	105	109	101		
75	85	105	109	101		
76	85	105	109	101		
77	85	105	109	101		
78	85	105	109			
79	85	105	109			
80	85	105	109			
81	85	105	109			
82	85	105	109			
83	85	105	109			
84	85	105	109			
85	85	105	109			
86	85	105	109			
87	85	105	109			
88	85	105	109			
89	85	105	109			
90	85	105	109			
91	85	105	109			
92	85	105	109			
93	85	105	109			
94	85	105	109			
95	85	105	109			
96	85	105	109			
97	85	105	109			
98	85	105	109			
99	85	105	109			
100	85	105	109			
101	85	105	109			
102	85	105				

103	85	105				
104	85	105				
105	85	105				
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				

ヌ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	29	13	21	25
2	18	30	14	22	26
3	19	31	15	23	27
4	20	32	16	24	28
5	21	33	17	25	29
6	22	34	18	26	30
7	23	35	19	27	31
8	24	36	20	28	32
9	25	37	21	29	33
10	26	38	22	30	34
11	27	39	23	31	35
12	28	40	24	32	36
13	29	41	25	33	37
14	30	42	26	34	38
15	31	43	27	35	39
16	32	44	28	36	40
17	33	45	29	37	42
18	34	46	30	38	44
19	35	47	31	39	46
20	36	48	32	40	48
21	37	49	33	41	50
22	38	50	34	42	52
23	39	51	35	43	54
24	40	52	36	44	56
25	41	53	37	45	58
26	42	54	38	46	60
27	43	55	39	47	62
28	44	56	40	48	64
29	45	57	41	49	70
30	46	58	42	50	76
31	47	59	43	51	82
32	48	60	44	52	85
33	49	61	45	53	85
34	50	62	46	54	85
35	51	63	47	55	85
36	52	64	48	56	85
37	53	65	49	57	85

38	54	66	50	58	85
39	55	67	51	59	85
40	56	68	52	60	85
41	58	69	53	61	85
42	60	70	54	62	85
43	62	71	55	63	85
44	64	72	56	64	85
45	65	73	57	66	85
46	66	74	58	68	85
47	67	75	59	70	85
48	68	76	60	72	85
49	69	77	61	73	85
50	70	78	62	74	85
51	71	79	63	75	85
52	72	80	64	76	85
53	73	81	65	78	85
54	74	82	66	80	85
55	75	83	67	82	85
56	76	84	68	84	85
57	77	85	69	86	85
58	78	86	70	88	
59	79	87	71	90	
60	80	88	72	94	
61	81	89	73	98	
62	82	90	74	102	
63	83	91	75	106	
64	84	92	76	108	
65	86	93	77	109	
66	88	94	78	109	
67	90	95	79	109	
68	92	96	80	109	
69	93	97	81	109	
70	94	98	82	109	
71	95	99	83	109	
72	96	100	84	109	
73	97	101	85	109	
74	98	102	86	109	
75	99	103	87	109	
76	100	104	88	109	
77	102	107	89	109	
78	104	110	90	109	
79	106	113	91	109	
80	108	116	92	109	
81	112	120	94	109	
82	116	124	96	109	
83	120	128	98	109	
84	124	132	100	109	
85	128	135	101	109	
86	132	140	102		

87	136	145	103		
88	140	150	106		
89	144	153	109		
90	148	153	112		
91	152	153	115		
92	156	153	118		
93	159	153	121		
94	162	153	121		
95	165	153	121		
96	168	153	121		
97	169	153	121		
98	169	153	121		
99	169	153	121		
100	169	153	121		
101	169	153	121		
102	169	153	121		
103	169	153	121		
104	169	153	121		
105	169	153	121		
106	169	153	121		
107	169	153	121		
108	169	153	121		
109	169	153	121		
110	169	153			
111	169	153			
112	169	153			
113	169	153			
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169				
123	169				
124	169				
125	169				
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				

136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

別表第 7 の 3 を次のように改める。

別表第 7 の 3 昇給号給数表

イ 行政職給料表 7 級以下職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8 以上	6	4	2	0
	2 以上	1	0	0	0

備考

1 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び第 41 条の 2 各号に掲げる職員以外の職員に適用する。

2 この表に定める上段の号給数は条例第 6 条第 3 項第 1 号に掲げる職員以外の職員に、この表に定める下段の号給数は同号に掲げる職員に適用する。

ロ 行政職給料表 8 級以上職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	2	1	0	0	0

備考

この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び第 41 条の 2 各号に掲げる職員に適用する。

別表第 15 の 2 を次のように改める。

別表第15の2

義務教育等教員特別手当の月額

イ 教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号	給					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1号給から	4号給まで	円	円	円	円	円
	5号給から	8号給まで	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	9号給から	12号給まで	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	13号給から	16号給まで	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	17号給から	20号給まで	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
			2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21号給から	24号給まで	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	25号給から	28号給まで	2,600	2,900	5,300	5,900	
	29号給から	32号給まで	2,700	3,000	5,400	6,000	
	33号給から	36号給まで	2,800	3,200	5,600	6,100	
	37号給から	40号給まで	2,900	3,300	5,700	6,300	
	41号給から	44号給まで	3,100	3,500	5,800	6,400	
	45号給から	48号給まで	3,200	3,700	6,000	6,600	
	49号給から	52号給まで	3,300	3,800	6,100	6,800	
	53号給から	56号給まで	3,400	4,100	6,300	6,900	
	57号給から	60号給まで	3,500	4,300	6,400	7,000	
	61号給から	64号給まで	3,600	4,500	6,500	7,100	
	65号給から	68号給まで	3,700	4,800	6,700	7,200	
	69号給から	72号給まで	3,800	4,900	6,800	7,300	
	73号給から	76号給まで	3,900	5,100	6,900	7,400	
	77号給から	80号給まで	4,000	5,300	6,900	7,500	
	81号給から	84号給まで	4,100	5,400	7,000	7,500	
	85号給から	88号給まで	4,100	5,500	7,200		
	89号給から	92号給まで	4,200	5,600	7,200		
	93号給から	96号給まで	4,300	5,800	7,200		
	97号給から	100号給まで	4,400	5,900	7,300		
	101号給から	104号給まで	4,400	6,100	7,300		
	105号給から	108号給まで	4,500	6,200	7,300		
	109号給から	112号給まで	4,500	6,300			
	113号給から	116号給まで	4,600	6,400			
	117号給から	120号給まで	4,700	6,500			
	121号給から	124号給まで	4,700	6,600			
	125号給から	128号給まで	4,800	6,700			
	129号給から	132号給まで		6,800			
	133号給から	136号給まで		6,900			
	137号給から	140号給まで		6,900			
	141号給から	144号給まで		6,900			

	145号給から 149号給から 153号給から 157号給	148号給まで 152号給まで 156号給まで		7,000 7,100 7,100 7,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員			3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

ロ 教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級 号 給		1 級	2 級	3 級	4 級
			円	円	円	円
	1号給から	4号給まで	2,000	2,500	5,700	7,400
	5号給から	8号給まで	2,000	2,600	5,900	7,500
	9号給から	12号給まで	2,100	2,800	6,000	7,600
	13号給から	16号給まで	2,200	2,900	6,100	7,700
	17号給から	20号給まで	2,300	3,000	6,300	7,900
	21号給から	24号給まで	2,400	3,200	6,400	8,000
	25号給から	28号給まで	2,600	3,300	6,600	
	29号給から	32号給まで	2,700	3,500	6,800	
	33号給から	36号給まで	2,800	3,700	6,900	
	37号給から	40号給まで	2,900	3,800	7,000	
	41号給から	44号給まで	3,100	4,100	7,100	
	45号給から	48号給まで	3,200	4,300	7,200	
	49号給から	52号給まで	3,300	4,500	7,300	
	53号給から	56号給まで	3,400	4,800	7,400	
	57号給から	60号給まで	3,500	4,900	7,500	
	61号給から	64号給まで	3,600	5,100	7,500	
	65号給から	68号給まで	3,700	5,300		
	69号給から	72号給まで	3,800	5,400		
	73号給から	76号給まで	3,900	5,500		
	77号給から	80号給まで	4,000	5,600		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	81号給から	84号給まで	4,100	5,800		
	85号給から	88号給まで	4,100	5,900		
	89号給から	92号給まで	4,200	6,100		
	93号給から	96号給まで	4,300	6,200		
	97号給から	100号給まで	4,400	6,300		
	101号給から	104号給まで	4,400	6,400		
	105号給から	108号給まで	4,500	6,500		
	109号給から	112号給まで	4,500	6,600		
	113号給から	116号給まで	4,600	6,700		
	117号給から	120号給まで	4,700	6,800		

	121号給から 124号給まで	4,700	6,900		
	125号給から 128号給まで	4,800	6,900		
	129号給から 132号給まで	4,900	6,900		
	133号給から 136号給まで	4,900	7,000		
	137号給から 140号給まで	4,900	7,100		
	141号給から 144号給まで	5,000	7,100		
	145号給から 148号給まで	5,100	7,100		
	149号給から 152号給まで	5,100			
	153号給	5,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		3,200	3,800	5,100	6,400

別記様式第 1 号中「条例第12条第 1 項」を「山形県人事委員会規則 5－1（給与の支給に関する基準と手続）

第67条第 1 項」に、

- 届出の理由
- ☐ 1 新たに職員となった（行政 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る）
 - ☐ 2 行政 9 級職員等から行政 9 級職員等以外の職員となった（子以外の扶養親族がある場合に限る）
 - ☐ 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある（行政 9 級職員等にあつては、子に限る）
 - ☐ 4 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行政 9 級職員等にあつては、子に限る）

を

- 届出の理由
- ☐ 1 新たに職員となった又は新たに条例第11条の規定の適用の対象となった
 - ☐ 2 行政 9 級職員等から行政 9 級職員等以外の職員となった
 - ☐ 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある
 - ☐ 4 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある
- ※ 1・3・4については、行政 9 級職員等にあつては子に係る事由が生じた場合に限る。

に改め、「婚姻、離婚、」を削

り、「満60歳」を「60歳」に改める。

別記様式第 4 号及び別記様式第 4 号の 2 を次のように改める。

別記様式第4号

通 勤 届

年 月 日提出

任命権者		勤務公署・所属名			
		所	在	地	
()		住居（通勤経路の略図は「通勤経路の略図①」欄へ記入すること。）			
職 名					
氏 名					
山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）第88条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。					
届出の理由		☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある （該当する区間に係る順路欄の□に△印を付する。）			
☐ 1 新規（任命権者を異にして異動した場合を含む。）					
☐ 2 勤務公署の所在地を異にする異動					
☐ 3 住居の変更					
☐ 4 通勤経路の変更					
☐ 5 通勤方法の変更					
☐ 6 運賃等の負担額の変更					

上記事実の発生年月日						年	月	日
順路	通勤方法の別	区	間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1 ☐		住	居から（ 經由）	まで	・ km	分	円	
2 ☐			から（ 經由）	まで	・ km	分	円	
3 ☐			から（ 經由）	まで	・ km	分	円	
4 ☐			から（ 經由）	まで	・ km	分	円	
5 ☐			から（ 經由）	まで	・ km	分	円	

6□		から（經由）	まで	・ km	分		円
7□		から（經由）	まで	・ km	分		円
総通勤距離2km未満の場合に普通交通機関等を利用又は交通用具を使用する理由							
記入上の注意				総通勤距離	・ km	総所要時間	分
1 「届出の理由」欄中「4 通勤経路の変更」及び「5 通勤方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「6 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更（交替制勤務から普通勤務への変更等）による負担額の変更を含む。 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動二輪車、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。この場合において、交通用具の種類を記入するときは、規則第93条の2に規定する自動車等と二輪車等の区別が明確にわかるようにすること。 3 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（〇箇月）、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別）を記入する。 4 「左欄の乗車券等の額」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（〇箇月）、〇枚綴回数券、優待乗車券等）の額を記入する。 5 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 6 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。							

- 条例第12条の6第3項又は第4項の適用を受ける職員（新幹線鉄道等利用者）
- ☐ 7 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

☐ 8 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

☐ 9 配偶者と同居して子を養育するために転居し、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

☐ 10 介護のために父母の住居等に転居し、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

☐ 11 上記9又は10たる職員の要件を欠くに至った職員

＊現公署への異動発令年月日		年	月	日	＊異動等前の住居への入居年月日		年	月	日	
＊異動等の直前の住居					＊現住居への入居年月日			年	月	日
新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等（通勤経路の略図②）欄へ記入すること。）										
順路	通勤方法の別	区	間	距離	所要時間	備考				
1		住居から（	經由）	まで	分					
2		から（	經由）	まで	分					
3		から（	經由）	まで	分					
4		から（	經由）	まで	分					
5		から（	經由）	まで	分					
6		から（	經由）	まで	分					
記入上の注意										
1 ＊欄は□7にㄥ印を付した職員のみ記入する。										
2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動車、自動二輪車、自動三輪車、〇〇線等の別を記入する。この場合において、交通用具の種類を記入するときは、規則第93条の2に規定する自動車等と二輪車等の区別が明確にわかるように入ること。										
通勤経路の略図①（住居から勤務公署までの略図を記入し、通勤経路を朱書すること。）					通勤経路の略図②（新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の住居から勤務公署までの略図を記入し、通勤経路を朱書すること。ただし、左図と同様の場合は、「同左」と記入すること。）					

別記様式第4号の2

通勤手当認定簿

所屬名		氏名		事業発生日		年 月 日			
□ 回数券等を使用して利用する交通機関等がある職員（交替制勤務等）		〔算出式〕		提出年月日		年 月 日			
1 箇月当たりの平均通勤所要回数		回		受理年月日		年 月 日			
順路	算出の基礎となる交通機関の名称	定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎回数券その他	運賃等相当額	1 箇月当たりの運賃等相当額	認定期間	取扱者確認	支給月	備考
	普通交通機関			円	円	年 月 から 年 月 まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
1	改正			円	円	年 月 から 年 月 まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
2	改正			円	円	年 月 から 年 月 まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
3	改正			円	円	年 月 から 年 月 まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
4	改正			円	円	年 月 から 年 月 まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
普通交通機関等の利用距離		・ km	1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額	円	円	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円
使用用具による職員の区分		記入上の注意							
自動車等の使用者	交通用具の使用距離	・ km	① 自動車等使用に係る額		円	年 月 から 年 月 まで			(1) 併用者における普通交通機関等利用に係る手当額及び交通用具使用に係る手当額を併用者の乗車回数等により算出する。併用者の乗車回数等については、乗車回数等証明書に記載されていること。
二輪車等の使用者	・ km	② 二輪車等使用に係る額		円					
自動車等・二輪車等両用者	・ km	規則別表第13のイの表適用		円					
		規則別表第13のロの表適用		円					
① の額と②の額の合計額		交通用具使用に係る額		円					
併用者の使用距離		・ km	1 箇月当たりの運賃等相当額と交通用具使用に係る額の合計額		円	年 月 日 改正	円	年 月 日 改正	円

※ 運賃等の額に改定があった場合における「認定期間」の「年 月 まで」は、改定があった月（定期券の通用期間中であると
きは、支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

順路	算出の基礎となる新幹線鉄道等の名称	定期券回数券その他	特別料金等の額の算出基礎	特別料金等相当額		1箇月当たりの特別料金等相当額	認定期間	取扱者確認	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	備考							
				回数券	定期券その他												
1 新幹線鉄道等利用者					(箇月)	円	年 月 日から 年 月 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12								
2 新幹線鉄道等利用者					(箇月)	円	年 月 日から 年 月 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12								
3 新幹線鉄道等利用者					(箇月)	円	年 月 日から 年 月 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12								
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額、交通用具の額及び1 箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が150,000円を超えるとき				150,000円×〔 箇月 〕＝		円	年 月 月 日から 年 月 月 月まで		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12								
4月				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	確認・決定(改定)欄		備考
支給額				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
年月日改正				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
年月日改正				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
決定	条令第12条の6第1項 該当・非該当 ☐ 該当 ☐ 非該当 理由〔 〕			返納事由 規則第96条の2第1項		返納事由 発生年月		返納対象普通交通機関等及び新幹線鉄道等		私戻金相当額の算出基礎		私戻金相当額		取扱者確認		備考	
1	手続額の決定 (普通交通機関等利用者) (併用者) ☐ 条令第12条の6第2項第1号 ☐ 条令第12条の6第2項第3号 (交通用具利用者) ☐ 規則第94条の2 (通勤所要回数 回) ☐ 条令第12条の6第2項第2号 規則第94条 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 規則第94条の2 (通勤所要回数 回) (新幹線鉄道等利用者) ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号			☐ 第1号 ☐ 第3号 ☐ 第2号 ☐ 第4号						円		円					
2				☐ 第1号 ☐ 第3号 ☐ 第2号 ☐ 第4号										円			
3	〔規則第94条 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号〕 〔規則第93条の9第1項 ☐ 第3項 ☐ 第4号〕			☐ 第1号 ☐ 第3号 ☐ 第2号 ☐ 第4号										円			
事項	1 箇月当たりの運賃等相当額等及び1 箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が150,000円を超えていた場合 規則第96条の2第2項第2号の月数と人事委員会の定める額 (算出基礎)									月 (算出基礎)		円					

※ 運賃等又は特別料金等の額に改定があった場合における「認定期間」の「 年 月 月まで」は、改定があった月（定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月）を記入する。

別記様式第 9 号中「人事委員会規則 5－1」を「山形県人事委員会規則 5－1（給与の支給に関する基準と手続）」に、「給与条例」を「条例」に改め、同様式記入上の注意第 5 項中「県企業職員若しくは規則第 120 条第 1 項の職員から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改め、「、定年前再任用短時間勤務職員」及び「、採用」を削る。

（山形県人事委員会規則 4－6 の一部改正）

第 2 条 山形県人事委員会規則 4－6（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 条第 4 項及び」を削る。

第 4 条から第 6 条までを次のように改める。

第 4 条から第 6 条まで 削除

第 7 条第 1 項中「規則 5－1」を「山形県人事委員会規則 5－1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「規則 5－1」という。）」に改める。

第 10 条第 1 項中「並びに第 6 条第 2 項に規定する協議」を削る。

（山形県人事委員会規則 5－4 の一部改正）

第 3 条 山形県人事委員会規則 5－4（給与の支払監理）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 6 号中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

別記様式(2)中

特定任期付職員業績手当	任期付研究員業績手当
-------------	------------

を

任期付研究員業績手当	
------------	--

に改める。

（山形県人事委員会規則 6－2 の一部改正）

第 4 条 山形県人事委員会規則 6－2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「3 級 17 号給」を「3 級 5 号給」に、「3 級 16 号給」を「3 級 4 号給」に、

「

4 級	3 級 8 号給以下	2 級 4 号給以下
3 級 9 号給以上	2 級 5 号給以上	1 級 25 号給以上

を

「

4 級	2 級	1 級 25 号給以上
3 級		

に、

「

4 級	3 級 4 号給以下
3 級 5 号給以上	2 級 9 号給以上
4 級	3 級 4 号給以下
3 級 5 号給以上	2 級 29 号給以上

を

4 級	2 級 9 号給以上
3 級	
4 級	2 級 29 号給以上
3 級	

に改める。

（山形県人事委員会規則 5－1 等の一部を改正する規則の一部改正）

第 5 条 山形県人事委員会規則 5－1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（平成 18 年 4 月 1 日）の一部を次のように改正する。

附則中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とし、第 8 項から第 15 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

（山形県人事委員会規則 4－3 等の一部を改正する規則の一部改正）

第 6 条 山形県人事委員会規則 4－3（職員の定年等に関する規則）等の一部を改正する規則（令和 5 年 2 月 21 日）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項及び第 2 項中「第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 2 項」に改め、同条中第 6 項から第 9 項までを削り、第 10 項を第 6 項とし、同条第 11 項中「第 72 条の 4」を「第 72 条の 5」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 12 項及び第 13 項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（施行日における昇格又は降格した職員の号給の特例）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号給を施行日の前日に受けていたものとみなして山形県人事委員会規則 5－1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「規則 5－1」という。）第 28 条又は第 29 条の規

定を適用する。

（令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 3 施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、第 1 条の規定による改正後の規則 5－1（以下「改正後の規則」という。）第 66 条の 2 中「条例第 11 条第 1 項の」とあるのは「山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年 3 月県条例第 8 号）附則第 4 項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第 11 条第 1 項に規定する職務の級が行政職給料表の 9 級に相当する職員等として」と、第 66 条の 3、第 67 条第 1 項、第 68 条、第 70 条の 2 第 1 項及び第 70 条の 3 中「条例」とあるのは「読替え後の条例」と、別記様式第 1 号中「から行政 9 級職員等以外の職員」とあるのは「又は行政 8 級職員等から降格等」と、「限る」とあるのは「、行政 8 級職員等にあつては配偶者以外の扶養親族に係る事由が生じた場合に、それぞれ限る」と、「出生」とあるのは「婚姻、離婚、出生」とする。

（行政職給料表の 8 級以上の職員等に相当する職員等）

- 4 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年 3 月県条例第 8 号。以下「改正条例」という。）附則第 4 項の規定により読み替えられた山形県職員等の給与に関する条例（昭和 32 年 8 月県条例第 30 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項に規定する職務の級が行政職給料表の 8 級以上に相当する職員等として人事委員会規則で定める職員等は、規則 5－1 第 66 条の 2 及び第 66 条の 3 に規定する職員とする。

（令和 10 年 3 月 31 日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 5 改正条例附則第 7 項の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び同項の人事委員会規則で定める割合は、一般職の国家公務員の地域手当の級地の区分及び割合の例による。
- 6 改正条例附則第 7 項後段の人事委員会規則で定める級地は、一般職の国家公務員の地域手当の級地の例による。

（権衡職員等に関する経過措置）

- 7 改正後の規則第 93 条の 7 の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。
- 8 改正後の規則第 93 条の 8 及び第 120 条第 2 項第 7 号の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- 9 改正後の規則第 93 条の 9 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する当該日以後の転居をしたものを除く。）にも適用する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

- 10 施行日前から引き続き職員（改正条例第 1 条の規定による改正前の条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第 12 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する 1 箇月当たりの運賃等相当額（第 1 条の規定による改正前の規則 5－1（以下この項及び附則第 16 項において「改正前の規則」という。）第 95 条第 3 号に掲げる職員に係るものを除き、2 以上の普通交通機関等（改正前の規則第 91 条に規定する普通交通機関等をいう。第 1 号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項及び次項において「改正前の 1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）、同項第 2 号に規定する額（改正前の規則第 95 条第 2 号に掲げる職員に係るものを除く。以下この項及び次項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び改正前の条例第 12 条の 6 第 3 項第 1 号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第 7 項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（2 以上の新幹線鉄道等（同条第 3 項に規定する新幹線鉄道等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。次項第 2 号において「改正前の 1 箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が 150,000 円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則第 97 条に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

（1）普通交通機関等及び改正前の条例第 12 条の 6 第 1 項第 2 号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の 1 箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が 55,000 円を超える場合のものに限る。）

（2）改正前の条例第 12 条の 6 第 3 項第 1 号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当

- 11 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（1 円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を 1 箇月とする通勤手当として支給する。

（1）前項第 1 号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の 1 箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から 55,000 円を減じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額から当該1箇月当たりの特別料金等相当額の2分の1に相当する額（その額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円）を減じて得た額

（暫定再任用職員に関する経過措置）

- 12 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項及び次項において「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員等をいう。次項及び附則第14項において同じ。）は、条例第5条第5項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項及び附則第14項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の規則第82条の2、第82条の3、第100条第3項及び第4項、第100条の2第2項、第3項、第6項及び第7項、第101条第2項並びに第101条の2第2項の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第82条の2第2項並びに第100条の2第6項及び第7項の規定の適用については、改正後の規則第82条の2第2項第1号中「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第7条第1項若しくは第3項」と、「同法」とあるのは「地方公務員法」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項若しくは第3項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「定年前再任用」とあるのは「暫定再任用」と、改正後の規則第100条の2第6項第1号から第4号まで並びに同条第7項第1号及び第3号中「定年前再任用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第4号及び第5号中「定年前再任用の」とあるのは「暫定再任用の」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 13 改正後の規則第100条の2第6項第1号及び第2号の規定は、施行日以後に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項若しくは第3項の規定（次項及び附則第15項において「地方公務員法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 14 改正後の規則第100条の2第6項第3号の規定は、施行日以後に地方公務員法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日が施行日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 15 改正後の規則第100条の2第6項第4号の規定は、施行日以後に地方公務員法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた条例第13条の3第1項又は第4項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が施行日以後である場合について適用する。

（別記様式に関する経過措置）

- 16 この規則の施行の際現に提出されている改正前の規則別記様式第1号による扶養親族届、別記様式第4号による通勤届若しくは別記様式第9号による単身赴任届又は現に作成されている改正前の規則別記様式第4号の2による通勤手当認定簿は、それぞれ改正後の規則別記様式第1号による扶養親族届、別記様式第4号による通勤届若しくは別記様式第9号による単身赴任届又は改正後の別記様式第4号の2による通勤手当認定簿とみなす。
- 17 扶養親族届、通勤届、通勤手当認定簿及び単身赴任届の様式については、当分の間、改正後の規則別記様式第1号、別記様式第4号、別記様式第4号の2及び別記様式第9号にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（職員別給与簿に関する経過措置）

- 18 職員別給与簿（一般用）の様式については、当分の間、第3条の規定による改正後の山形県人事委員会規則5-4（給与の支払監理）別記様式(2)にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（雑則）

- 19 附則第2項から前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

山形県人事委員会規則 5－2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則 5－2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則 5－2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「同条第 4 項」を「同条第 5 項」に改め、同条第 4 項中「特殊勤務実績簿は」を「特殊勤務実績簿（次項において「特殊勤務実績簿等」という。）は」に、「整理保管」を「整理保管（次項において「作成等」という。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 職員の所属の長は、特殊勤務実績簿等の作成等に代えて当該特殊勤務実績簿等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成等を行うことができる。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

山形県人事委員会規則 6－1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則 6－1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則 6－1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。

第12条第 2 項第 2 号中「、条例第 4 条の 3 第 2 項の規定による請求にあつては 3 歳に、同条第 3 項の規定による請求にあつては」を削る。

第13条の次に次の 1 条を加える。

（電子情報処理組織の使用）

第13条の 2 任命権者は、第 8 条第 1 項又は第 9 条第 3 項（これらの規定を第10条において準用する場合を含む。）の請求又は届出及び第11条第 1 項又は第12条第 3 項（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）の請求又は届出について、これらの規定にかかわらず、職員の服務、給与、福利厚生等の手続を行う電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

山形県人事委員会規則 6－3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則 6－3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則 6－3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。

別表その他の項第13号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「をいう」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をいう」に改める。

別記様式第 3 号の備考第 5 項中「名称等」を「名称等を記入し、学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴う子の世話のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄等及び当該休業等の状況を記入し、子の教育又は保育に係る行事への参加のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄等及び当該行事の名称等」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

山形県人事委員会告示第1号

平成16年3月県人事委員会告示第1号（人事委員会事務局長に対する任期付職員及び任期付研究員の採用等に関する承認並びに協議の権限の委任）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月21日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第2項を次のように改める。

2 任期付職員法第7条第3項及び第8条第3項に規定する承認

令和7年3月21日印刷
令和7年3月21日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県